

2023年4月5日

安保関連3文書に対する本会議質疑

立憲民主党 篠原豪

立憲民主党の篠原豪です。会派を代表して安保関連3文書について質問いたします。

政府は昨年末、安保関連3文書の改定を閣議決定し、平和憲法に基づく戦後の極めて抑制的な安全保障政策を、大きく転換させました。

それはとりわけ、歴代政権が一貫して保有を見送ってきた、相手国領域を直接攻撃する敵基地攻撃能力、すなわち反撃能力を保有すること。また、長年、対国内総生産(GDP)比1%前後に留めてきた防衛関係費を、防衛力の抜本的強化を補完する研究開発、公共インフラ整備などの経費も合わせて、2027年度に対GDP比2%となる約1.1兆円まで倍増させることに象徴されていると考えます。

(1) 反撃能力の保有

1 存立危機事態における敵基地攻撃

そこでまず、「反撃能力」に関して、一番の懸念事項と考えている「存立危機事態」における行使の問題を取り上げます。

総理は、3月6日の予算委員会で、「我が国の存立が脅かされ、そして国民の生命、自由、そして幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、さらには他に適切な手段がないこと、そして必要最小限度の実力行使にとどまること、この三要件を満たした場合にこの反撃能力も行使する」と答弁しています。

これは、新戦略においては、日本が直接攻撃されなくても、集団的自衛権で「敵基地攻撃」を行うことができると総理が解釈していることを示す答弁であると考えます。

今回の、「国家防衛戦略」には、「反撃能力」とは、我が国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、武力の

行使の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力と定義されていますが、特に、「我が国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合」とは、「武力攻撃事態」に該当することを、総理にご確認いただけますでしょうか。

他方で、三要件に定める「存立危機事態」とは、平和安全法制の審議で、当時の中谷防衛大臣が「存立危機事態は我が国に対する武力攻撃を意味する自衛隊法3条1項の直接侵略及び間接侵略のいずれにも当たらない」と述べているように、我が国に対する武力攻撃の発生に関係した事態ではありません。ですから、「存立危機事態」は先ほどの「反撃能力」の定義に該当しないことをお認めいただけますでしょうか。

既にお分かりのように、国家安全保障戦略では、「反撃能力」の行使が可能になるのは、「我が国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合」と限定されており、「武力攻撃事態」以外にあり得ません。つまり、「存立危機事態」で「反撃能力」を行使することはできないのです。

そこで、総理におかれては、まず、「存立危機事態」において「反撃能力」を行使することはできないことをお認めいただくとともに、また、三要件を満たせば反撃能力の行使が可能とする答弁は、意味を成さないので、今後、使わないようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

一方で、安倍内閣は「存立危機事態」を自衛権の発動を許容する事態とし、当時、中東・ホルムズ海峡での戦時の機雷除去を例示しました。しかし、他国領土内にミサイルを撃ち込むことまでは、想定していなかったものと想像します。岸田内閣において、反撃能力を使って、我が国に対する武力攻撃が発生してない「存立危機事態」に他国領土内にミサイルを撃ち込むことが出来るとあくまで主張するならば、我が国に向かってくるミサイルの発射阻止ではないわけですから、何を理由に、また、何を標的として攻撃するのかを明らかにして下さい。

2 先制攻撃の禁止

「我が国に誘導弾等による攻撃が行われた場合」とは、防衛大臣も述べてい

るように、「攻撃の恐れがあるにとどまるときではなく、また我が国が現実
被害を受けたときでもなく、他国で我が国に対して武力攻撃に着手したとき」
と解されています。

しかし、多くの論者が指摘しているように、ミサイル発射技術の進歩によっ
て、いつどこからミサイルが発射されるのか事実上、探知不可能な状況におい
て、第一撃を事前に察知し、その攻撃を阻止することは不可能に近く、さら
に、ミサイル発射阻止のために敵基地を攻撃することは、事実上、先制攻撃と
なる恐れがあると指摘してきたところであります。

そのためか、「国家防衛戦略」には、ミサイル防衛網により、飛来するミサイ
ルを防ぎつつ、「反撃能力」は「相手からの更なる武力攻撃を防ぐ」ために保
有すると述べております。ですから、基本的な認識は我々と実は変わらないと
考えます。総理の見解をお聞かせ下さい。

他方で、政府は、「相手のミサイル発射前でも攻撃着手を確認すれば、相手
領土を攻撃できる」とする見解を変えようとしません。その理由は、抑止論だ
と考えます。

しかし、専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使
するという、受動的な防衛姿勢に徹することで、自らの武力行使の正当性を強
調する考え方で、我が国は、敢えてその姿勢を維持することを国策としてきま
した。であれば、第一撃を放棄すると宣言して我が国の立場に国際的な正当性
を獲得することが、専守防衛に相応しいと考えます。

政府は、軍事的合理性だけで判断すべきでなく、政治的な正当性を重視すべ
きと考えますが、この考え方に総理、ご賛同頂けますでしょうか。

3 日米同盟と専守防衛

もう一つ、懸念を抱いているのは、反撃能力を保有することで、専守防衛が
事実上、形骸化してしまう危険性についてです。

まず、1956年2月29日の政府見解によって、「敵基地攻撃」は合憲で
あるとしながらも、我が国は、政策判断として、こうした能力を持たず、専守
防衛に徹することを防衛の基本方針としてきました。

これは、日本防衛義務を負う米軍が矛の役割を担い、自衛隊は盾の役割に専

念できるという条件があったことで可能になったことは、論をまちません。従って、日米同盟の盾と矛の役割分担と専守防衛は、事実上、一体のものであると考えます。

そこで、日米同盟の盾と矛の基本的な役割分担が変わらないのに、なぜ、反撃能力の保有が必要となるのでしょうか。弾道ミサイル防衛の対処能力の問題は別として、総理は「反撃能力の運用についても日米が協力して対処する」と答弁していますが、そもそもなぜ協力する必要があるのか、その理由をお示し下さい。

我が国が反撃能力、すなわち敵基地攻撃能力を持てば、日米の役割分担が複雑になることは避けられません。特に、今年1月の外務防衛担当閣僚による安全保障協議委員会(2+2)は、日米の戦略の統合を象徴する節目と考えられ、今後、日米の一体化が進むことで、専守防衛が実質、蔑ろにされる可能性は大いにあります。

今回の「国家安全保障戦略」には、専守防衛堅持の基本方針は不変と明記されていますが、政府は、何を歯止めとして専守防衛の枠内にとどまっていると考えているのでしょうか。すでに指摘したように、武力行使の三要件は、答弁の意味を成しませんので、その用語を用いなくて、総理にお答えいただきたいと考えます。

日本は「反撃能力」による攻撃に着手するために米国の諜報、偵察、標的設定、損害評価の能力に頼らねばなりません。そのためには、新たな指揮統制システムが日米に必要です。そして、その第一歩として、日本が常設の「統合司令部」を創設し、日本自らの指揮統制を変え、米軍も、日米の軍事行動の調整が可能となるよう、日本側「統合司令部」のカウンターパートになる米軍の「司令部」を設けることになると考えます。

しかし、米国側は、それに止まらず、米国との連合司令部を作ることを希望しているようです。アーミテージ氏などは、日米連合部隊を編成することまで踏み込んで主張しています。

日本政府が指揮権の独立を損なう、こうした意見に与することはあり得ないと考えますが、なぜそうした方針を取らないのかについて、総理の確固たる決意とともに、その理由をお示しください。

なお、指揮権の独立を確保しても日米の一体化が進むことで専守防衛が形骸化する危険性を認識しているのか否か。認識しているならば、どのような問題についてであるか想定されるケースをお示し下さい。

(2) GDP比2%ありきの防衛費増額の問題

1 米国の要求ありき

防衛費をGDP比で2%に増額する問題は、オバマ政権時代に米国の要請を受けてNATO諸国が2024年までに国防費をGDPの2%にあげる目標を掲げたことに始まり、日本などNATO以外の同盟国に米国が数値目標を示したのは、2020年9月、トランプ政権の国防長官が「国防費をGDP比で少なくとも2%に増やしてほしい」と表明したのが最初です。

岸田首相は、「防衛力の抜本的強化」は、内容、予算、財源をセットで決めると言いながら、昨年5月、バイデン大統領に対し、防衛力の抜本的強化とその裏付けとなる防衛費の大幅な増額を約束し、その直後に決められた夏の参議院選公約に、防衛予算をGDP比2%以上とすることも念頭に、5年以内に防衛力を抜本的に強化すると明記しました。

また、昨年11月、中期防衛力整備計画における防衛費総額を決めるにあたって、防衛省が48兆円を要求し、財務省が査定を基に35兆円が妥当としていると報じられる中で、岸田首相は、安全保障関連経費を加えた防衛費を2027年度にGDP比2%に増額するよう関係閣僚に指示し、43兆円の政治決着に誘導しました。

これらは、GDP比2%ありき以外の何ものでもないのではないのでしょうか。総理の見解を伺います。

2 FMSの急増

2019年6月のG20大阪サミットに参加したトランプ大統領は、日米首脳会談冒頭で「我々は日本による大量の（米国製）武器購入について協議する」と発言しました。

このため安倍首相は、2018年夏から19年1月にかけて、早期警戒機（E2D）を最大9機、F35Aを105機、イーグリスアショアを2基、購入を決定し、「物件費」に占めるFMSの割合を、2019年度概算要求で19%に跳ね上げました。10年前はたった2%です。

しかし、それは過去の話ではありません。防衛省の2023年度予算案でも、FMSの契約額が1兆4768億円で前年度の3797億円から1兆円以上跳ね上がっています。物件費全体では、前年度比2.5倍ですが、FMSでは4倍近くになっているのです。これは、大量のFMSを恒常的に受け入れるために防衛費を増額したとしか思えません。まさに米国の要求ありきですが、総理はどのように弁明されるのでしょうか。

以上、国民の命や暮らしを守るために、我が党は現実的な外交安全保障政策を基に、原則的でありながら柔軟に対応していくことをお約束し、質問を終わりたいと思います。

以上